

出雲市生成A I利用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、本市が、業務の効率化や行政サービスの向上のため、業務において生成A Iを安心して積極的に利用できる環境を整えるとともに、本市の保有する情報資産の安全な利用及び生成A Iから得られた情報の適切な活用を図るために必要な事項を定めるものである。

2 定義

このガイドラインにおいて生成A Iとは、入力した情報に対してA Iが生成した創作物を出力する約款型外部サービスのことをいう。

3 対象とする生成A I

本市職員が業務において利用できる生成A Iは、本市職員が入力した情報を学習データとして利用されないよう構成されているもの又は設定できるものに限ることとし、業務において使用する生成A Iを対象とする。

4 適用範囲

このガイドラインは、本市職員等が業務において生成A Iを利用する場合にのみ適用される。

5 生成A Iを利用できる業務の範囲

生成A Iを利用できる業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 文章の要約、翻訳又は平易に書き改めること。
- (2) 挨拶の文章、メールに記載する文章、本市ホームページに掲載する文章等の素案を作成すること。
- (3) 文章を校正又は改善すること。
- (4) 公開されている情報や文章を表などに整理すること。
- (5) 着想を得る又はアイデアを発展させること。
- (6) エクセル・マクロ等のプログラムを作成又は修正すること。
- (7) 庁内事務手続の確認や質疑応答集の素案を作成すること。
- (8) その他、業務の効率化や行政サービスの向上に資すること。

6 利用における遵守事項

- (1)生成 AI の利用にあたっては、出雲市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

- (2)生成 AI に個人情報、機密情報、非公開情報を入力してはならない。
- (3) 本市職員が生成 A I を通じて得られた結果「以下「生成物」という。) を業務に用いる場合は、生成物について、誤りがないこと、公平性に問題がないこと、著作権など第三者の権利を侵害していないこと、第三者の生命・身体・財産に危害を及ぼすことがないこと、生成物を業務に用いることが適当かなどを確認し、必要に応じて加筆又は修正すること。

7 利用の停止

生成 A I の利用規約の変更、新たなリスクの発生等が認められ、やむを得ない場合、情報政策課は、一時的な利用の停止を決定し、その旨を職員に周知するものとする。

8 その他

このガイドラインに記載のない事項は、出雲市情報セキュリティ基本方針(平成 25 年出雲市訓令第 1 号)に準じるものとする。

付 則

このガイドラインは、令和 6 年 1 0 月 1 日から実施する。